

「松本市美術館デザイン業務委託」に関するプロポーザル実施要項

1 目的

松本市美術館企画展示等に関わる各種看板や印刷物のデザインの統一的形象を図るため、デザイン業務を委託する業者を選考する審査会を行うもの。

2 業務概要

(1) 業務の名称

松本市美術館デザイン業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書に記載した看板、パネル、サイン、キャプション、ポスター、チラシ、チケット、図録表紙等のデザイン。これに付随する美術館担当者および施工業者との打合せ、立会い等。

(3) 対象事業及び会期（予定）

ア 須藤康花展 令和5年12月9日 ～ 令和6年3月24日

イ ブラック・ジャック展 令和6年4月 ～ 令和6年6月

ウ 第10回老いるほど若くなる展作品募集

エ コレクション展示 通年

3 契約形態及び期間

松本市の入札参加者資格者（デザイン）と合致する業者からの企画提案書等による公募型プロポーザル方式により選考された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

業務委託期間は、契約の日から令和6年3月31日までとする。

4 提案限度額

(1) 令和5年度分総額 2,400,000円（消費税込）

(2) 支払方法

業務委託料の支払いは各年度に定める業務完了後に一括払いとし、受注者から各年度の業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

5 企画提案参加者の資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年3月31日訓令甲第10号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市への入札参加登録済であること。
- (7) 長野県内に本社があり、松本市内に支店があること。
- (8) 自社にデザイナーが在籍し、当該デザイナー1名が本デザイン業務を担当すること。

6 選考日程

(1) 全体スケジュール

- 7月 5日（水）公告、質疑受付
- 7月12日（水）質疑〆切（正午まで）
- 7月14日（金）質疑回答
- 7月18日（火）参加表明書の提出締切（正午まで）
- 7月19日（水）説明会の開催
- 8月17日（木）提案書類等提出期限（正午まで）
- 8月18日（金）選考会の開催
- 8月下旬 選考審査結果発送

(2) 選考会実施説明会

ア 日 時 令和5年7月19日（水） 14:00～（1時間程度）

イ 会 場 松本市美術館 講座室

ウ 参加条件

（ア）デザイナーは自社社員であること。（下請けは不可）

（イ）年間契約した場合のデザインは、印刷物に限らず会場設営、看板等サイン関係と広範に及ぶため、これらのデザイン業務に対応可能であること。

（ウ）年間契約した場合に担当者との密な打合せのため、都度、来館できること。打合せ等に関わるデザイナーの旅費交通費は受託者負担とすること。

(3) 参加表明書（様式1）の提出

ア 提出期限 令和5年7月18日（火）正午まで（必着）

イ 提出方法 FAXにて提出の上、選考会実施説明会へ原本持参のこと。

（宛先）松本市美術館 担当：大島 FAX.0263-39-3400

(4) 質問の受付と回答

ア 受付期限 令和5年7月12日（水）正午まで

イ 提出方法 様式3に記入の上、FAXにて提出すること。

（宛先）松本市美術館 担当：大島 FAX.0263-39-3400

ウ 質問への回答 令和5年7月14日（金）

7 提出書類

(1) 提出書類

以下、様式4～6と提案に必要なデータは、7月19日（水）選考会実施説明会にて配布。

ア 提案書類提出書（様式4）

イ 提案書（様式5）

ウ 本業務に関する提案見積書（様式6及び内訳書（様式任意））

※デザイン委託業務 対象事業項目一覧の各展覧会については、詳細項目デザインの前段階で基本となるデザインを制作することになるため、各項目の他に「基本デザイン制作」の見積額を算出すること。

エ 「須藤康花展」、「ブラック・ジャック展」のB2判縦ポスターデザイン各1枚

※提出のあったポスター案は、今回のプロポーザルの選考にのみ使用する。また、選考会終了後、ポスター案は返却しない。

(2) 提出期限 令和5年8月17日（木）正午（必着）

(3) 提出場所 松本市美術館 事務室

(4) 提出方法 持参に限る（平日9：00～17：00）

(5) 提案書等作成上の留意事項

ア 提案書

(ア) 表紙には法人であれば法人登録印を、個人であれば印鑑登録印を押印すること。

(イ) 業務概要については、過去2年間の請負金額を千円単位で記入すること。

(ウ) 人員体制は、社内の総人員について職種に応じて記入すること。そのうち、デザイナーについては必ず記入すること。

(エ) デザイナーの設置状況は、デザイナーごとに担当または分野を記入すること。

(オ) 本業務を担当するデザイナーの経歴等については、今回のプロポーザルにおいてポスター案を担当したデザイナーの経歴を記入すること。

(カ) 提出したデザイン案のコンセプト、本業務を担当した場合の基本的な考え方等については、提案者の持ち味や傾向を踏まえ、本業務を行うに際してのねらいやコンセプトをPRすること。

イ ポスター案作成上の留意事項

(ア) 別添企画書の趣旨により、展覧会概要をイメージし、B2判（縦）で各1点作成すること。

(イ) ポスターには画像のほか、基本情報として「ポスター原稿」、「美術館ロゴ」（CDデータ提供）を入れること。提供画像は別紙のとおり。

(ウ) ポスター案はハレパネ（または同等品）に貼って提出すること。

(エ) CDデータは、使用后、美術館担当者へ返却すること。

8 選考委員

(1) 美術館館長、副館長、美術担当係長

(2) 学識経験者等（2名）

(3) 松本観光コンベンション協会関係者

(4) 美術館学芸員（企画展担当者1名）

9 選考審査

提案書類並びにポスター案選考を実施し、総合1位の事業者を決定する。

なお、選考の公平性を期するため、第2次選考が終了するまで業者名は匿名とし、アルファベット表記とする。

(1) 評価項目

ア 技術評価

- ①印象：展覧会への興味を喚起し、また展覧会情報が記憶に残るか。
- ②技術力：文字や図版の扱い方が適切で内容が正しく伝わるか。
- ③理解力：館の意図が反映されているか。
- ④訴求力：ポスターを見てその展覧会を観覧したいと思うか。
- ⑤独自性：松本市美術館らしい個性があるか。
- ⑥応用力：豊かな発想と柔軟性をもち、他の展覧会、業務内容への発展性が感じられるか。
- ⑦対応力：年間を通じて美術館のデザイン業務に対応できる体制であるか。

イ 価格評価

最低価格に対する提案価格の比を点数化。

(2) 第1次選考

評価項目ごとに絶対評価による採点を行い、上位3業者を決定する。

同点により上位3位が4業者以上ある場合には、同点業者を対象にした決選投票を行う。

(3) 第2次選考

第1次選考審査の結果も踏まえ、総合的に評価を行い、投票により過半数の票を得た事業者を委託予定者に決定する。

ただし、同点により1位が2業者以上ある場合は、同点業者を対象にした決選投票を行う。

(4) 選考結果の通知方法

選考の結果は、選考会終了後に全提案者へ文書により通知する。

10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記5の参加資格の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 見積額が、前記4の提案限度額を超えた者。
- (5) 技術評価点が技術評価点満点の70%未満だった場合は失格とする。ただし、全者が失格となった場合は、企画提案した業者を対象に、改めて募集期間を設けて再度ポスター案等の提出を求めるものとする。
- (6) その他市長が特に参加資格を有することが不相当であると認められた者。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者が負担する。
- (2) 企画提案書提出期間終了後の提案書等の修正または変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 企画提案書等は、選考に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属するが、本件の選考の公表等に必要な場合には、松本市美術館は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求により審査結果を開示する場合がある。
- (8) 感染症等、国内外の情勢により、業務の一部停止を行う場合がある。

1.2 問合せ先

担 当 松本市美術館 大島

住 所 〒390-0811 松本市中央4-2-22

TEL 0263-39-7400

FAX 0263-39-3400

E-mail museum@city.matsumoto.lg.jp